

## 社会倫理としての環境倫理

御子柴 善之

### I はじめに

環境問題対策において倫理学と経済学は一種の対立状況にある、あるいは相互に対する「諦め」<sup>1)</sup>を懐いている。それがどのような言説に見出されるか、その対立状況の背景としてどのような論点があるかを確認するところから、この小論を始めたい。経済学の立場から環境倫理を批判した論文として、岩田規久男氏の「環境倫理主義批判」がある。そこで彼は、ドイツ人と日本人の環境問題に対する倫理的意識を比較して、前者の方が高いとする言説を取り上げ、次のように指摘している。「仮に平均的ドイツ人の方が平均的日本人よりも環境倫理が高いとしても、そのことがただちに地球環境を破壊しているという点で日本人の方がドイツ人よりも罪が重いという結論は導けない。これはきわめて実証的な問題である。」<sup>2)</sup>その上で、二酸化炭素排出量の比較的多い産業に関して、日本の省エネが他の先進国よりも進んでいることと、ドイツのエネルギー消費原単位が日本よりも多くの場合高いことを根拠として、「上の各数値〔エネルギー消費原単位〕は各々の国がどの程度まで省エネ・省資源技術を発達させるかは、

当該国の人々の環境倫理とは無関係であることを示している」<sup>3)</sup>と主張し、「このことから、地球環境を保全するためには、『環境倫理を高める』よりも、『エネルギー価格を高める』政策の方がはるかに強力であることが分かる」<sup>4)</sup>と結論づける。その上で、岩田氏は、環境教育の重要性に目を配りつつ、経済的インセンティブを与えるという手法こそが環境問題対策に有効であると主張する。

他方、「環境倫理学の父」<sup>5)</sup>と呼ばれるアルド・レオポルドは、自然環境を保存するためには、経済的観念を離れて自然を見ることの重要性を指摘する<sup>6)</sup>。さもなければ、経済的価値のある自然物のみが保全されることとなり、「土地 (land)」の「全体性、安定性、美観」の維持には必要だが経済的価値をもつと見られてこなかった自然物は保全されず、結果として「土地」が維持されないからである。レオポルドは、経済的利益に代わって、人間を環境問題対策へと動機づける力を自然への愛情に見出している<sup>7)</sup>。この対立の本質は、環境

1) Hans Diefenbacher, *Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit. Zum Verhältnis von Ethik und Ökonomie*. Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt 2001, S. 23.

2) 岩田規久男「環境倫理主義批判」, 環境経済・政策学会編『環境倫理と市場経済』東洋経済新報社, 1997年, 所収, 71ページ。

3) 岩田, 前掲論文, 72~73ページ。

4) 岩田, 前掲論文, 74ページ。

5) ロデリック・F・ナッシュ, 松野弘訳『自然の権利』ちくま学芸文庫, 1999年, 168ページ。なお, 同書における「環境倫理学の父」という表現は訳者によるものである。cf. Roderick Frazier Nash, *The Rights of Nature. A History of Environmental Ethics*. The University of Wisconsin Press, 1989, p. 63.

6) アルド・レオポルド, 新島義昭訳『野生のうたが聞こえる』講談社学術文庫, 1997年, 327~333ページ。

7) レオポルドは次のように言う。「土地に対する愛情、尊敬や感嘆の念を持たずに、さらにはその価値を高く評価

問題対策の力を、経済的インセンティブという社会制度として客観化したものに求めるか、それとも「愛情」という個人の内的的で主観的なものに求めているか、に存する。

一方で、人間を経済的インセンティブに無条件に服従するものと見るなら、そこに意志の自由の余地はなく、善悪も倫理も存立不可能になる。他方で、人間社会の課題はすべからず個人の内的的変革による以外では解決不可能と見るなら、そこには実効性への懐疑が生まれる。後者を説明するために、個人の主体性に定位した倫理すなわち個人倫理の限界については、さらにいくつかの論点を付け加えよう。まず、すべての問題を個人の決断の問題に還元した場合、自分だけが決断しても他の人々が同じ決断をしないなら何ら社会的課題の解決に近づかないという無力感を懐く人が出てくる。また、自分の内面を満足させるようなささやかな「環境にやさしい」行為をすることで、より大きな環境破壊ひいては地球規模の環境破壊から目を反らしてしまうことが予想される<sup>8)</sup>。さらに、人々の内的意識は外部的要因などによって変化しがちである。たとえば、ディーフェンバッハは、ドイツ人の環境問題意識の変化を報告している。それによれば、70年代や80年代初頭のアンケートにおいて、ドイツ人にとって自然の保存はそれ自体で価値をもっていた。すなわち、社会の安寧のためという目的意識と必ずしも結びついていず、むしろ社会批判的意識と結びつき、産業社会が市民の生活の質を向上させるという発想への懐疑と強く結びついてきた。しかし、90年代を通して、環境保護を自然に対する「道徳的責任」と考える視点や、社会批判的な意識は減少してい

る、という<sup>9)</sup>。

以上のように、経済学と倫理学の間には対立状況を見出すことができる。こうした状況に対して、小論では社会倫理という枠組みにおいて、その両立・融合の可能性を倫理学の側から探究する。すなわち、個人倫理とは別の倫理的視点を明確にし、その中に経済学的視点を組み込むことを試みる。もちろん、それが個人倫理の基盤である人間の自由を奪い閉塞させるものであってはならないが、個人倫理を無力感と懐疑に晒したままに放置しないことが求められるのである。

## II 個人倫理と社会倫理

まず、個人倫理と社会倫理はいかなる意味で別の倫理的視点を提供するのかを明らかにし、その上で二つの倫理的視点の間に相補的關係を見出してみたい。なお、以下の論述に手がかりを与えてくれる文献として、伴博氏のもの<sup>10)</sup>と宇都宮芳明氏のもの<sup>11)</sup>がある。前者は、カントとヘーゲルに即して二つの倫理の相違を指摘し、後者は社会倫理の固有性をダーレンドルフの所説を参照しつつ明らかにするものである。

### (1) その相違点

個人倫理も社会倫理も倫理・道徳である以上、倫理一般の性格（倫理性・道徳性）を共有するはずである。その倫理一般の性格とは、内的にあるいは社会的に個人や人間集団を規制することで、人間の自由の実現を志向することであると見てよいであろう。しかし、その自由の実現の場が個人倫理と社会倫理では異なる。個人倫理の実現しようとする自由は、意志の自由という内面

する気持ちがなくて、土地に対する倫理関係がありえようとは、ぼくにはとても考えられない。」レオポルド、同書、347ページ。

8) この状況を、本田裕志氏は「心理的免罪符」という表現で見事に言い当てている。本田裕志「消費者の自由と責任 対環境的に健全な社会を築くために」、加藤尚武編『環境と倫理 自然と人間の共生を求めて』有斐閣アルマ、1998年、196ページ。

9) Diefenbacher, *Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit*, S. 36ff.

10) 伴博・遠藤弘編『第三版 現代倫理学の展望』勁草書房、2001年（第一版、1986年）。特に、48ページ以下を参照。

11) 宇都宮芳明『倫理学入門』、放送大学教育振興会、1997年。特に、「13 役割関係と役割倫理」、「15 社会倫理と人類倫理」を参照。

的な自由であり、社会倫理の実現しようとする自由は、行為共同体の自由という制度的・慣習的に保障された自由である。環境問題に即して言うなら、個人倫理は環境問題対策に参画することを意志することで、たとえば、ゴミの分別に際して「自分だけならいいだろう」、「今度だけならいいだろう」という言い訳の下に自己を例外化して自己の感性的傾向性の奴隷となることに抵抗することで、内面的な自由を実現する。他方、社会倫理は、ゴミの分別をしようと思っている人に対して、その意図を実現しやすいように、地方自治体や公共交通機関の設置するごみ箱をはじめから分別用の投入口をもつものにする事で、後から分別する人の手間を省きつつ、ゴミの分別に関わる行為共同体の自由を最大化する。これはまた、分別するつもりのない人に分別の意義をメタ・メッセージとして伝えるという機能をも担う。したがって、個人倫理と社会倫理の第一の相違は、「主体倫理」と「客観倫理」の相違であると言える<sup>12)</sup>。

第二に、個人倫理は各人が自律的であることを要求するが、社会倫理は各人がその役割を担うことを要求する。換言すれば、個人倫理は各人が一人の人間として思考し、また意志することを要求する。他方、社会倫理は各人が当人の位置づいている場と文脈を踏まえ、そこで要求されている事柄を実現することを要求する。後者は、サンデルやマッキンタイアに代表される現代の共同体主義者の強調する人間観に通じている<sup>13)</sup>。すなわち、人間は「負荷なき自我」として存在しているのではなく、その都度何らかの負荷すなわち役割を担って存在しているのであるから、その役割を十全に

果すべく共同体の伝統から学ぶことが各人に要求されるのである。したがって、社会倫理において、各人は自分を取り巻く社会状況における慣習に目を向けることが要求される。他方、個人倫理は、あくまで反省的に自己の内面に還帰し、自らの意志規定の根拠を問い尋ねることを要求する。環境問題に即して言えば、なぜこの私が環境問題対策に参画すべきなのかを問い、その意義を自分のものにする事を要求するのである。

## (2) その相補的關係

以上のように、個人倫理と社会倫理とは相反する方向性をもつかに見えるが、それらを相補的な関係において捉え直すことも可能であり、環境問題に即して考えるなら、その捉え直しの有効性が際立つであろう。

個人倫理も社会倫理も人間の自由の実現を目指すものとして倫理一般の性格を共有しているが、社会倫理を欠いた個人倫理も、個人倫理を欠いた社会倫理も、自由の実現という点で困難を伴っている。個人が、自分の感性的傾向性に拘束されることなく、自由に何らかの（道徳的に認められる）目的を設定しその実現を目指すとき、その実現への方途がある程度確立している場合とそうでない場合とでは程度上の差が生まれる。すなわち、方途が確立していない場合、個人は無力感に囚われて、自分の目的を実現するための努力のみならず、その目的を設定することすら困難に思う。逆に言えば、社会制度が整い、自分の目的を実現する方途が増えることで、内面的自由の具体的内容が増えることになる。特に、大気の温暖化に代表される地球環境問題のような大規模な問題の場合、個人の努力の成果が見えづらいがゆえに、無力感が惹起されがちである。その際に、家庭内の電力消費量を抑制するよう努力することが、仮にそれに伴って何らかの負担が増えるとしても、各人にとって意義あることとして実感できるような社会制度が創出されるなら、問題解決を志向する個人倫理の実現に資するであろう。たとえば、太

12) 個人倫理と社会倫理を「主体倫理」と「客観倫理」と表現したのは、伴博氏である。その意味については、次の箇所を参照されたい。伴博・遠藤弘編、前掲書、35ページ、49ページ。

13) Alasdair MacIntyre, *After Virtue* (1981), University of Notre Dame Press, Second Edition 1984, p. 220. マッキンタイア、篠崎榮訳『美徳なき時代』みすず書房、1993年、270ページ。

陽光発電や風力発電のための装置を設置する家庭にある程度の補助金を出すことは、家庭内の電力消費量抑制を義務として意識する個人の倫理観の実現を促進するはずである。

しかし、地球環境問題対策として、一日の内の一定時間、電力供給を制度的に停止するとしたらどうだろうか。これでは、各人の自由意志とは無関係のところでは社会制度が一方的に機能することとなり、かえって実現されるべき自由を抑圧することになる<sup>14)</sup>。どのような社会制度が倫理として正当化されるかは、その社会制度の背景にある社会状況の変化を見ながら行われる倫理的反省によって決定される。この反省を行うのは、まずもって各個人である。この場合、個人倫理は社会倫理に比して領域的に限定されているかに見えるが、実際は、各人が一人の人間として反省的に思考するがゆえに、かえって時代背景に拘束される社会倫理の特殊性を突破した普遍性をもつものとして機能することになる。さらに、社会制度として客観化した社会倫理が個人の感性的傾向性と矛盾する場合、社会倫理を補ってそれを実現させるのは個人倫理である。

以上のような相補的關係を個人倫理と社会倫理の間に見るなら、もはや倫理学と経済学をたんに対立するものと考えない方向性もまた見出される。経済学の提示する視点を社会倫理の事柄として位置づけ、それを個人倫理の促進に資するものと考えることができるからである。

### Ⅲ 社会倫理としての経済的手法

環境問題対策として、一方では法的規制の強化が、他方では個人倫理の涵養が考えられる。しかし、上述のように、前者は、それもまた社会倫理と見なすことができるが、一面で個人の行為の自由を抑圧しもある。後者は、倫理的意識をもつ個

人に無力感を懐かせる側面をもつ。そこで本章では、前章の内容を受けて、規制的手法と個人倫理との中間に経済的手法を導入することが、個人の自由を毀損することなくその実現を促進するものであることを明らかにしたい。

#### (1) 平成12年版『環境白書』から

環境問題対策に経済的手法を導入することを有効な政策手法として採り上げたのは、平成12年版『環境白書 総説』である。同白書では「『環境の世紀』に向けた足元からの変革を目指して」というテーマが掲げられる。その「足元」の意味するものは、第二章が『『持続可能な社会』の構築に向けた国民一人一人の取組』という表題をもつことから、「国民一人一人」であることが分かる。ここで、「国民」は個人倫理の主体としての一人の人間であると共に、国家において「消費者、投資者、労働者」としての役割を担うことで社会倫理に関わる存在者と捉えられている<sup>15)</sup>。

では、経済的手法とはどのようなものだろうか。『環境白書』は、それを規制的手法などと区別して「経済的手法においては、①税・課徴金、②排出量取引、③預託金払戻制度（デポジット・リファンド制）、④補助金等の手法がある<sup>16)</sup>と説明する。これは、罰則規定を伴う法律で一律に規制をかけるのとは別の手法である。規制の方法は、公害問題のように、加害者と被害者の特定が容易な問題に際しては有効だが、地球環境問題はそれとは別種の問題である。そこで、国民一人一人に選択の自由が制度的に認められた社会制度が求められることになる。すなわち、税金が課されるのを承知で化石燃料を使用するのも、使用を控えて経済的支出を節約するのも、各人の自由なのである。また、補助金を見込んで太陽光発電を設置し、その後の経済的支出を抑制するのも、設置のためのイニシャル・コストを理由に設置そのものを控

14) この点に関連して、石弘之氏が「エコ・セントリズムとファシズムは非常に仲が良い」と指摘していることは重要である。佐々木毅・金泰昌編『地球環境と公共性』、公共哲学9、東京大学出版会、2002年、50ページ。

15) 環境庁編、平成12年版『環境白書』総説、2000年、136ページ。

16) 環境庁編、同書、116ページ。

えるのも、各人の自由なのである。もちろん、その場合、社会全体の求める望ましい倫理的方向は明瞭に示されるわけだが、それを一律に国民に押し付けられないという点にこの手法の特色がある。

さらに具体的に『環境白書』は、消費者としての国民に「グリーン購入」を薦める。「グリーン購入」とは、「市場に提供される製品・サービスの中から環境への負荷の少ないものを優先的に購入することによって、これらを供給する事業者の環境負荷低減への取組に影響を与えていこうとする消費者一人一人の消費行動のこと」<sup>17)</sup>である。また、投資者としての国民には「エコファンド」の意義を示す。それは「環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託」<sup>18)</sup>である。

#### (2) 経済の内なる倫理、倫理の内なる経済

このような動向を、経済的インセンティブによってたんに国民の行動に水路を与えようとするものと考えれば、それは（水路の水が低い方に流れる以外ないように）個人の行動の自由を拘束するものとして、倫理性をもたないと言わざるを得ない。しかし、先に見たように、経済的インセンティブにはそれに背を向ける可能性もまた含意されていると考えるなら、経済的手法はけっして反倫理的なものではない。むしろ、この動向には経済に倫理的配慮を内在させようという考え方が見て取れる。たとえば、エコファンドに関して言えば、『環境白書』によると、それは「投資対象の収益面のみならず、倫理的、社会的側面まで配慮」<sup>19)</sup>する社会的責任投資（socially responsible investment）という考え方に基づいているのである。

これは、企業や地方自治体の経営に当たって経営者がステイクホルダー全体に配慮することを要

求する経営倫理の考え方に通じている。確かに、後から巨額の損害賠償請求が発生することを怖れて、経営にある程度の倫理的配慮を導入しようというのであれば、それは倫理の本質からは遠い行為であると言わざるを得ない。しかし、それは経営者の内面を問う個人倫理の見方である。それに対して、その経営方針の倫理性を社会全体が社会倫理の名において担保する場合、それに従った行為を倫理的に無価値であると判断する必然性はないであろう。エコファンドの場合も、その投資行動の内面的意図がどのようなものであれ、投資に当たって企業の環境報告書を参照しつつ、環境保護に積極的な企業を投資対象とすることには社会的な価値がある。ただし、ここには経営倫理の発想と小論の発想との間に一つの逆転が起きている。『環境白書』が求めているのも、また今日の経営倫理が要求しているのも、経済活動に倫理を内在させることだが、社会倫理は、自らを社会制度として客観化しつつ、自らに経済を内在化させようとするのである。経済的利益の追求と内面的な倫理性とはしばしば対立し、倫理的意識の無力が私たちに突きつけられることになるが、社会倫理はそのような葛藤とは次元を異にするところに成立するものなのである。

#### IV フライブルク市の環境問題対策

客観化した社会倫理として環境問題対策を実施している例を、ここでドイツ連邦共和国のフライブルク市に求めてみよう。筆者は、本年（2002年）8月にドイツの「環境首都」として名高いこの都市を訪問することができた。そこでの見聞と市庁舎でのヒアリングをもとに、社会倫理の具体相を描出してみたい。

##### (1) ヒアリングから

フライブルクは、スイスやフランスの国境にほど近く位置し、シュヴァルツヴァルトと呼ばれる森に代表されるような緑豊かな地域の中に横たわる人口約20万程の都市である。街並みは、第二

17) 同書、156ページ。

18) 同書、184ページ。

19) 同書、185ページ。下線は引用者による。

次世界大戦末期に破壊されたものの、それを旧来どおりに復元した歴史あるものであり、ときに同市の自然との共生のシンボルとして紹介されることもある小川（ベッヒレ）が石畳の路肩を流れている。中世の面影を色濃く残す街として観光名所でもあり、筆者の訪問時にはたいへん多くの観光客が見られた。この都市の環境政策などは、すでに日本にも紹介されている<sup>20)</sup>。

さて、同市の市街地の第一印象は、環境問題対策にとりわけ熱心であることを伺わせるものではなかった。確かに、乗用車が乗り入れてこない一方で、路面電車がたいへん発達しているが、多くはドイツの古都一般に見られる光景である。むしろ石畳に落ちたタバコの吸い殻などは、いかに夏の休暇期間で観光客が多いとはいえ、この街の人々が個人として特に環境問題対策に関心をもっているのかどうか、疑わせるものでさえあった。しかし、酸性雨によってシュヴァルツヴァルトが被害を受けたことや、原子力発電所建設反対運動を通して、フライブルク市民の環境問題への意識が格別が高いことが、日本では紹介されている<sup>21)</sup>。この間隙を埋めるべく、筆者は市庁舎を訪れ、同市の環境問題対策をまとめた資料を入手する<sup>22)</sup>とともに、その所員にインタビューを試みた。応対して下さったのは、市庁舎インフォーム

ーションの運営主任であるユルゲン・アイヒホルスト氏である。

小一時間にわたるインタビューにおいて、筆者が最初に発した質問は、「フライブルク市は「環境首都」として名高いが、そのような環境政策に向かわせる市民の動機（Motivationskraft）はどこから来るのか」という、個人倫理に定位したものだ。これに対するアイヒホルスト氏の答えは、（環境教育などを強調するのではないかとという筆者の予想に反して）「フライブルク市民に特別な環境問題へのモラルがあるわけではない」というものだった。フライブルク市の環境問題対策の説明がそれに続いたが、その内容はすでに日本でも紹介されているものがほとんどだった。たとえば、公共交通機関の利用を促進すべく極めて安価に抑えられたレギオカルテ（地域環境定期券）、市街地に乗用車を乗り入れるよりも、郊外にそれを駐車した上で公共交通機関を利用するパーク・アンド・ライド、ビル解体に伴う資材のリサイクルシステム、家屋の新築に伴う省エネルギー対策である。彼は、さらに続けて、フライブルク市が環境問題対策を率先して導入できたのは、市民のモラルの問題というよりも、たとえば、比較的近くの都市、シュトゥットガルトに比してインフラストラクチャーが準備されていたからだという。すなわち、大戦後に路面電車網をしっかりと形成しておいたからなのである。

20) 資源リサイクル推進協議会編『徹底紹介「環境首都」フライブルク』中央法規、1997年。

21) 資源リサイクル推進協議会、同書、91～93ページ。もっとも、この箇所の筆者、今泉みね子氏は、慎重にフライブルク市以外にも環境問題への意識が高い自治体があることを指摘している。

22) この際、入手した資料のうち主だったものを挙げておく。①Stadt Freiburg, *Umweltpolitik in Freiburg. Auf dem Weg zu einer zukunftsfähigen Stadt*, 2001。②City of Freiburg im Breisgau, Environmental Protection Agency, *Freiburg Solar Energy Guide*, 2000。③Stadt Freiburg, Gartenamt, *Umweltfreundliche Pflege von Grünanlagen*。①はフライブルク市の環境政策全般を紹介するもの（全56ページ）、②はエネルギー政策を英文で紹介するもの（全68ページ）、③は緑化に関するもの（全120ページ）である。なお、③には出版年の記載が見られない。

## (2) 一つの社会政策倫理

個人倫理の観点からすれば、このヒアリングの内容は誠に頼りないものだが、社会倫理という観点からは、そこに通底する一つのメッセージを見出すことができる。すなわち、アイヒホルスト氏の表現を用いるなら「強制を伴う規則と刺激（Gesetz mit dem Zwang und Anreiz）」、約言すれば「飴と鞭」のバランスを取るのが、フライブルク市の環境政策なのであるが、同時に重要なことに、アルタナティブ（オールドタナティブ）を提供しつつ、その政策が実現されているのであ

る。たとえば、パーク・アンド・ライドに関して言えば、一方で、市街地での駐車料金を高めに設定するのは「強制を伴う規則」だが、他方で、市街地の外に駐車場を完備し、そこからは安価な公共交通機関を提供するのは「刺激」に当たる。そして、この後者の全体が、利便性を追求して市街地内部にまで乗用車で乗り入れることのオールタナティブをなしているのである。

このオールタナティブ形成なしでは、フライブルク市の環境政策はたんに強制的な規制的手法のものとなり、そこには市民の選択の自由が存在しないがゆえに、その政策に倫理性を見出すことができなくなる。したがって、具体化した制度が客観化した社会倫理であるためには、それが市民の行為選択の自由を一方向的に規制するものではなく、むしろそれを拡張的に実現するものでなくてはならない。これは社会政策上の一つの倫理である。

## V 社会倫理の倫理性

フライブルクの第一印象が環境問題対策への取り組みの熱心さを印象づけるものでなかったのは、それを見る筆者の視点が個人倫理的なものに偏っていたからである。実際、同地で入手した資料では、たとえば、フライブルク市での電力供給量における原子力発電への依存率が1998年以降急激に現象していることが報告され、さらには1996年以降ゴミの排出量が減少傾向にある中で、年々向上するリサイクル率が2000年には57%に上ることも報告されている<sup>23)</sup>。これは、フライブルク市が何ほどかの達成感をもって他者に伝達するに値すると考えている数値である。そこに私たちは、個人倫理に伴う個人の達成感・無力感とは別のかたちでの倫理すなわち社会倫理の一例を見出すことができる。もっとも、同市の環境問題対策における成果が、その社会倫理によってもたらされたものだと言うためには、その社会倫

理の倫理性の所在を突き止めることが必要になる。

### (1) 社会倫理の主体はどこに存するか

個人倫理は個人の内面に定位するがゆえに、その倫理性が行為主体に存することは明白である。他方、社会倫理の倫理性の所在はそれほど明確でない<sup>24)</sup>。しかし、社会倫理もまた倫理として倫理性を担うはずのものであれば、その倫理性の位置する主体が見出されねばならないであろう。そこで、小論では、個人倫理の場合との類似によって社会倫理の主体を構想し、そこに倫理性の所在を求めてみたい。そこで顧みてみるべきなのは、個人においても実は自らが倫理的主体性の中心であることが常に意識されているわけではないということである。むしろ、倫理的原理と感性的欲望の葛藤や、倫理的原理相互の葛藤が顕わになるとき、その葛藤の場としての機能を果すものとして主体が自らに見出されるのである。そうであるならば、地域共同体のような人間集団においても同様の状態が形成されることで、その倫理学が定位すべき主体が形成されると考えられる。具体的に言えば、公共事業による社会資本形成などに際して、その事業に関して公開された情報に基づいて、さまざまな主張が提示される。それとともに葛藤状況・論争状況としての公共的な議論の場が形成されることになり、そこでの合意形成に共同して参画する人々が、具体的に実現する社会倫理の主体になるのである。もちろん、これは代表者による議会内部のことに限られない。

以上の観点から言えることは、実体的に存在し

24) このとき参考になるのは、かつてシェーラーが『倫理学における形式主義と実質的価値倫理学』において、人格をさまざまな作用の統一と捉えることで個人人格の実体性を否定し、かえって人格共同体（社会的統一態）を「総体人格」と考える見方を拓いたことである。シェーラー、小倉志祥訳『倫理学における形式主義と実質的価値倫理学』（下）、シェーラー著作集3、白水社、1980年、230～238ページ。実際、彼もまた、そこから「社会倫理学」を展開する構想をもっていた。同、239ページ。

23) Stadt Freiburg, *Umweltpolitik in Freiburg*, S. 9, 19.

ない社会倫理の主体を形成するためには、情報公開が徹底されること、あるいは地域住民がその情報にアクセスする権利が保障されることが重要だということである。同様のことが『環境白書』の提唱する「エコファンド」についても言え、ここでは企業が情報公開のために作成する環境報告書が前提されなければならない。その点では、フライブルク市が、その環境政策をさまざまなパンフレットにまとめて市庁舎で誰にでも提供していることは、社会倫理への重要な寄与であると言うことができよう。

## (2) 役割批判の必要性

では、公開された情報に基づいてどのような議論がなされるべきであろうか。もちろん、その主眼が何らかの社会政策の導入の是非や産業基盤の形成の是非であることは論をまたない。たとえば、経済的手法の名の下に、あまりに過ぎた経済的負担を市民に課すことは、その手法そのものが規制的手法に転化してしまい、市民の行為選択の自由を奪ってしまう。そのような政策には批判が加えられねばならない。しかしそれと共に、社会において個人がそれぞれに担う役割の批判もまたなされるべきである。上述のように、社会倫理において個人は役割を担う存在であり、そしてその役割を十全に果たすには、その役割の位置づく歴史的文脈すなわち慣習から学ぶことが必要である。

しかし、これは既存の慣習を無条件に踏襲することではない。それは倫理的に言えば、他律道徳を生きることになり、倫理性の毀損に他ならない。むしろ、各人は社会状況の変化を踏まえて、従来割り当てられてきた役割を新たな状況下でいかに変化させるべきかを考え合わせなければならない。

このような役割批判はむしろ個人倫理に属するものに見える。しかし、この役割批判もまた一つの社会倫理の営みである。なぜなら、慣習を背景にもつ役割を担ってきた個人は、その役割を誰よりもよく知る者として、その役割の変化にもまた

より高い見識を有するからである。個人倫理ならば、一人の人間として一般的に批判を加えることになるだろうが、それは往々にして机上の空論に終始しがちである。たとえば、「里山を守ろう」という主張に際しても、それを一般論で語るのと、特定の里山との具体的な関係において語るのとでは異なってくるはずである。その場合、従来何らかの里山を守る役割を担ってきた人が、その知見と新たな社会状況の認識に基づいて、従来の役割分担を批判し、新たな役割の配分を提案することには、重要性が認められるはずである。さらに例を加えれば、家庭内から排出される廃棄物のリサイクルに際して、その収集やリサイクルそのもののコストを誰が担うべきか、その役割の検討が重要である。税金を介して住民が担うのか、それとも製造業者が担うのか、それを私たちはどのような社会を欲するのか、たとえばそれはゴミの減量を実現する社会なのかという観点から検討することが考えられる。

このような役割批判の重視は、ヘーゲルに代表される客観倫理が場合によっては旧守的な態度と見られがちであるのに対して、それを防止することを可能にする。役割倫理としての社会倫理は、役割批判としての社会批判を内含しているからである。

## VI おわりに

小論は、個人倫理の観点では環境倫理学と経済学が対立することを踏まえ、それとは別の社会倫理を構想し、その社会倫理としての環境倫理に経済的手法を組み込むことができること、その一つの例をフライブルク市の政策に見ることができることを論じた上で、そうした社会倫理の倫理性は、社会の中で個人が担う役割の批判を含む公共的な討論によって形成されることを主張した。個人倫理とは別の次元に社会倫理を設定することで、地球環境問題のような大規模な問題を前にして個人が無力感に囚われることを回避し、経済的インセンティブを導入することが倫理性を毀損し



社会倫理としての環境倫理（御子柴）

ない場を拓くことができた。そこでは、経済の中に倫理を位置づけるのではなく、社会倫理の中に経済を位置づけるという発想の転回があったが、このような論点に気づききっかけを与えてくれたのは、フライブルク市のアイヒホルスト氏である。

筆者の不躰なインタビューに時間を割いて下さった上に、たいへん熱のこもったご説明をいただいたことに記して感謝申し上げつつ、本稿を閉じた。

（早稲田大学文学部専任講師）